○国土交通省環境省告示第百二十三号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月十九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1068	鉱研　FSV－50DC	KDN－4TNV98	鉱研工業株式会社	東京都豊島区高田2丁目17番22号

○国土交通省環境省告示第百二十四号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月二十日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1069	古河　TIAM	QSB4.5－3B	古河ロックドリル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目5番3号

○国土交通省環境省告示第百二十五号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月二十一日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1070	古河　CJM2200E－V	QSB4.5－3B	古河ロックドリル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目5番3号

○経済産業省国土交通省環境省告示第百二十六号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月二十四日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1071	特定特殊自動車の車名及び型式　シンフォニアテクノロジー　5FDS60S	特定原動機の型式　J05E－TA	届出事業者の氏名又は名称　シンフォニアテクノロジー株式会社	届出事業者の住所　東京都港区芝大門一丁目1番30号

○国土交通省環境省告示第百二十七号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月二十四日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2－49	コマツ　OD120	SAA6D107E－2－A	株式会社小松製作所	東京都港区赤坂二丁目3番6号
NV2－50	コマツ　WA119	SAA6D140E－6－A	〃	〃

○国土交通省環境省告示第百二十八号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月二十五日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1072	ヤマモト自走式残雪抜機　YKZ－35UC－C2	4JJ1XDJA	ヤマモトロックマシン株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号

○国土交通省環境省告示第百二十九号

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十四年九月二十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年十二月十三日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　羽田雄一郎
環境大臣　長浜　博行

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV－1073	ワイビーエム　MRC－100	4JJ1XDJA	株式会社ワイビーエム	佐賀県唐津市原1534番地

○国土交通省告示第十四百五十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十三日

国土交通大臣　羽田雄一郎

第二項の表守谷ＶＯＲの項を削る。

第五項の表守谷ＤＭＥの項中「ＳＮＥ」を「ＳＮＤ」に、「守谷ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用」を「なし」に改める。

附　則

この告示は、平成二十五年二月七日から施行する。